

新宿区高齢者配食サービス業務内容

1 対象者

新宿区に住所を有する65歳以上の在宅の者で、次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 一人暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成される世帯の者
- (2) 日中、(1)と同様の状況となる者
- (3) (1)(2)に準ずる世帯で、区長が特に必要と認めた者

2 基準

受託事業者は、以下の基準を遵守すること。

- (1) 高齢者向けに調理するものとし、下表に示した栄養所要量等(厚生労働省策定「日本人の食事摂取基準(2025 年度版)」の 65 歳以上の男性の所要量の昼食分を基準栄養量とする)を参考とし、2 週間を単位に平均して確保することを目安にした献立を作成する。

エネルギー	塩分	蛋白質	無機質		ビタミン				脂肪エネルギー比
			カルシウム	鉄	A	B1	B2	C	
757 kcal	2.6 g 以下	28.4 g	263 mg	2.45 mg	298μgRE	0.35 mg	0.49 mg	35 mg	20～30%

- (2) 対象者の希望により、「おかずの刻み」「お粥」に対応すること。
- (3) 食材の適温を確保しやすい容器を使用するとともに、使用済みの容器を回収するものとし、使い捨ての容器を使用してはならない。
- (4) 汁物を付ける。
- (5) 有機 JAS マークが付けられた食品を使用した場合は、当該食品名を表示することができる。
- (6) 使用されている食品添加物の表示に努める。

3 代金

高齢者配食サービス業務委託プロポーザルにおいて提案した金額を1食あたりの代金とする。

- (1) 利用者は自己負担分を前金払い(利用券10枚綴りを購入)で受託事業者を支払うものとする。ただし、利用者の自己負担分は1食当たり500円を限度とし、別途区が定める。
- (2) 利用券の作成経費は受託業者の負担とし、形状および内容を区と協議の上、作成するものとする。
- (3) 受託事業者は、毎月、利用者から回収した使用済の利用券と実施状況報告書を添付して、区へ委託料請求書を提出する。区は、1食あたりの代金から自己負担分を差し引いた差額分を毎月、受託事業者を支払う。

4 配食方法及び安否確認

受託事業者は、対象者の自宅へ午前 10 時から午後 0 時 30 分までの間に、弁当を個別配達するとともに、直接利用者に弁当を手渡すことで安否確認を行う。利用者の心身等の異常を発見した時は、消防署等の関係機関へ緊急通報を行い、あらかじめ利用者が届け出た緊急連絡先に連絡を行うなど、必要な対処をした上で、区に連絡する。また、配達員が利用者宅に訪問した際に、利用者が不在の場合には、緊急連絡先に連絡し、安否の確認を行う。安否確認がとれない時は、区に連絡する。

なお、配達員は利用者不在の場合、弁当を持ち帰るものとする。

利用者が配食日の前日午前 12 時までに受託事業者連絡せず、留守等で配食を受けられなかった場合は、後日利用券を回収できるものとする。

5 配食日

土曜日・日曜日及び12月29日～翌年1月3日を除く、月曜日から金曜日(祝祭日を含む)のうち、利用者の希望する曜日とする。

6 衛生管理

食品衛生法第52条の規定による飲食店営業許可を受け、衛生管理を徹底し、食中毒の防止に万全を期すること。

7 献立表及び栄養素量等計算表

2週間分の献立表及び2(1)の表に掲げた栄養素量等についての計算表を作成し、配食の7日前までに利用者及び区に提出すること。

8 事務手続

- (1) 配食サービス利用申請受付・決定事務は、区が行う。
- (2) 決定後の利用曜日の変更、廃止等の受付事務は受託事業者が行う。ただし、利用曜日の変更、廃止等は、区に連絡すること。また、利用券の作成・販売は、受託事業者が行い、その費用についても受託事業者の負担とする。

9 業務成績評価

区は業務履行状況を客観的に把握し、業務内容の是正並びに質の向上を図るため、年に1度、サービス利用者に対するアンケート及び試食会を通して業務の成績評価を行う。委託期間の業務の成績評価の結果により、次年度以降についても2回まで契約を更新できるものとする。

10 委託事業者数

区内全域を1事業者に委託する。

11 令和6年度配食実績(令和6年4月～令和7年3月)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
利用者数	269	287	289	306	305	306	322	330	338
配食数	3,687	4,009	3,529	4,084	3,996	3,839	4,313	4,185	4,041
月別	1月	2月	3月	合計	月平均				
利用者数	334	332	334	3,752	312				
配食数	3,838	3,871	4,112	47,504	3,959				

12 令和7年度高齢者配食サービス地区別対象者数(令和7年10月現在)

四谷地域	100名 程度	戸塚地域	120名 程度
簗笥町地域	70名 程度	落合第一地域	40名 程度
榎町地域	90名 程度	落合第二地域	100名 程度
若松町地域	150名 程度	柏木地域	80名 程度
大久保地域	90名 程度	角筈地域	30名 程度
		合計	870名 程度

年間予定配食数47,258食(月平均約3,940食)

13 災害発生時の対応

災害発生時には、できる限り安否確認作業に協力し、区に報告すること。